

サービス提供責任者 資格一覧

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護 ※
介護福祉士	○			○ + 同行援護従業者養成研修一般過程・ 応用課程修了者
実務者研修修了者				
居宅介護職員初任者研修修了者 (旧居宅介護従業者養成研修修了者(1級))				
介護保険法 介護職員初任者研修修了者 (旧 介護職員基礎, 訪問介護員養成研修修了者(1級))			△ + 実務経験5年 (H30.3.31まで)	
居宅介護職員初任者研修修了者 (旧居宅介護従業者養成研修修了者(2級))				
介護保険法 介護職員初任者研修修了者 (旧 介護職員基礎, 訪問介護員養成研修修了者(2級))	△ + 実務経験3年			△ 上記 + 実務経験3年
行動援護従業者養成研修修了者または 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)			△ + 実務経験3年	
同行援護従業者養成研修修了者 (一般過程・応用課程両課程修了者)				○ + 居宅介護のサービス提供責任者要件

※H23.9.30時点において移動支援事業に3年以上従事した者については、H30.3.31までは同行援護従業者養成研修一般過程・応用課程修了者とみなす。ただし、移動支援事業に3年以上従事した者をサービス提供責任者とする取扱いはH30.3.31までの暫定的なものであるため、H30.3.31までの間に同行援護従業者養成研修一般過程・応用課程を修了するとともに、居宅介護のサービス提供責任者要件も満たす必要がある。